

目 次

津市告示

津都市計画の変更

公示送達

新型コロナウイルス感染症対策による市税に関する申告期限の延長

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車等の撤去及び保管

住民票の職権消除

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効告示

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

令和2年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

道路位置指定

令和2年2月分津市農用地利用集積計画の決定

犬の抑留

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定更新

津市教育委員会規則

津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の $\frac{50}{100}$ の数及び $\frac{6}{100}$ の数並びに $\frac{3}{100}$ の数

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

## 津市告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 都市計画の種類及び名称

#### (1) 津都市計画公園

4・4・3号津球場公園

#### (2) 津都市計画道路

3・4・21号雲出野田線

3・4・74号半田久居線

### 2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

### 3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第14号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年3月5日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所                               | 送達を受けるべき者                         | 送達を受けるべき文書                     |
|--|-----------------------------------|--------------------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○○                             | ○○ ○○○                            | 令和元年度市民税・県民税督促状第3期から第4期まで      |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○<br>○○○○○○○○○○○○○○○○<br>○○ | ○○○ ○○○○○○<br>○                   | 平成28年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで     |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○<br>○ ○○○○○○               | ○○ ○○○ ○○○<br>○                   | 平成30年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで     |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○<br>○○○○○○○○○○○○○○○○       | ○○○○○ ○○○ ○<br>○○○                | 平成28年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで     |
| ○○○○○○○○○○○○○○○ ○<br>○○○○○○○               | ○○○○○○○ ○○○<br>○○○○○○○ ○○○<br>○○○ | 令和元年度市民税・県民税督促状第3期から第4期まで      |
| ○○○○○○○○○○○○○○                             | ○○ ○○                             | 令和元年度軽自動車税督促状                  |
| ○○○○○○○○○                                  | ○ ○○                              | 令和元年度（平成30年度）市民税・県民税督促状過年度随時2期 |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○                           | ○○○○○ ○○○○○                       | 令和元年度市民税・県                     |

|                |                                   |                                |
|----------------|-----------------------------------|--------------------------------|
|                | ○○○○                              | 民税督促状第3期から第4期まで                |
| ○○○○○○○○○○     | ○○○○○○ ○○○<br>○○○○ ○○○○○<br>○○○○○ | 令和元年度（平成29年度）市民税・県民税督促状過年度随時4期 |
| ○○○○○○○○○○○○   | ○○○○ ○○○○○<br>○○○○                | 令和元年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで      |
| ○○○○○○○○○○○○   | ○○ ○○○○ ○○<br>○○                  | 令和元年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで      |
| ○○○○○○○○○○○○   | ○○○ ○○○ ○○<br>○○                  | 令和元年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで      |
| ○○○○○○○○○○○○   | ○○○○ ○○○○○                        | 令和元年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで      |
| ○○○○○○○○○○○○   | ○○○ ○○○○ ○<br>○○                  | 令和元年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで      |
| ○○○○○○○○○○○○   | ○○○○ ○○○○○                        | 令和元年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで      |
| ○○○○○○○○○○     | ○○○○○○○○ ○○<br>○○○ ○○○○○○         | 令和元年度（平成30年度）市民税・県民税督促状過年度随時2期 |
| ○○○○○○○○○○○○○○ | ○○○○○○ ○○○<br>○○○                 | 令和元年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで      |
| ○○○○○○○○○○○○○○ | ○○○○ ○○○○<br>○○○                  | 令和元年度市民税・県民税督促状第2期から第4期まで      |



|            |                                      |  |
|------------|--------------------------------------|--|
| ○○○○○○○○○○ |                                      | 民税督促状第3期から第4期まで  |
| ○○○○○○○○○○ | ○○ ○○○○○ ○<br>○○○○○○○○○○ ○<br>○○○○○○ | 平成28年度市民税・<br>県民税督促状第3期から第4期、平成28年度固定資産税・都市計画税督促状第3期から第4期、平成30年度（平成29年度）固定資産税・都市計画税督促状過年度随時5期、平成30年度固定資産税・都市計画税督促状第3期から第4期及び平成31年度固定資産税・都市計画税督促状第3期から第4期まで |

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第15号

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条の2第1項の規定により、申告に関する期限を次のとおり延長するので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 延長に係る申告

地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する申告のうち、令和2年度分

2 延長後の期限

令和2年4月16日



津市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年津市告示第63号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中ノ村自治会

三重県津市白山町中ノ村115番地

代表者 谷 啓司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 変更前 | 宮田 敏和<br>三重県津市白山町中ノ村100番地 |
| 変更後 | 谷 啓司<br>三重県津市白山町中ノ村191番地2 |

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和2年1月26日の定期総会において改選されたため。

津市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年久居市告示第2号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

二ノ町一丁目自治会

三重県津市久居二ノ町1847番地2

代表者 大倉 栄治

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 変更前 | 中川 信行<br>三重県津市久居二ノ町1862番地3 |
| 変更後 | 大倉 栄治<br>三重県津市久居二ノ町1847番地2 |

(2) 事務所の所在地

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 変更前 | 三重県津市久居二ノ町1862番地3 |
| 変更後 | 三重県津市久居二ノ町1847番地2 |

3 変更年月日

平成28年1月10日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、平成28年1月10日の定期総会において承認されたため。

津市告示第18号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

| 放置されていた場所        | 台数 | 撤去した年月日   |
|------------------|----|-----------|
| 津新町駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1  | 令和2年2月3日  |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 4  | 令和2年2月5日  |
| 久居駅前第二公共自転車等駐車場  | 1  | 令和2年2月5日  |
| 高茶屋三丁目地内         | 1  | 令和2年2月8日  |
| 半田地内             | 1  | 令和2年2月10日 |
| ポルタひさい公共自転車等駐車場  | 26 | 令和2年2月10日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1  | 令和2年2月12日 |
| 幸町地内             | 1  | 令和2年2月12日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 2  | 令和2年2月13日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1  | 令和2年2月13日 |
| 末広町地内            | 1  | 令和2年2月17日 |
| 久居新町地内           | 1  | 令和2年2月17日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1  | 令和2年2月18日 |
| 津新町駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1  | 令和2年2月18日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 2  | 令和2年2月19日 |
| 森町地内             | 1  | 令和2年2月20日 |
| 津新町駅周辺自転車等放置禁止区域 | 2  | 令和2年2月21日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 1  | 令和2年2月25日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1  | 令和2年2月25日 |
| 津新町駅周辺自転車等放置禁止区域 | 2  | 令和2年2月25日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 2  | 令和2年2月26日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 3  | 令和2年2月26日 |

|                 |    |           |
|-----------------|----|-----------|
| 上浜町一丁目地内        | 1  | 令和2年2月26日 |
| アスト公共自転車等駐車場    | 29 | 令和2年2月27日 |
| 豊津上野駅前公共自転車等駐車場 | 7  | 令和2年2月27日 |
| 白塚駅公共自転車等駐車場    | 5  | 令和2年2月27日 |

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第19号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年3月9日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

| 住 所              | 氏 名   | 生 年 月 日        |
|------------------|-------|----------------|
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇 〇〇 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |

2 消除した年月日

令和2年3月3日

津市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成6年津市告示第76号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月9日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

河辺町自治会

三重県津市河辺町2460番地

代表者 木平 喜廣

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 変更前 | 田村 宗博<br>三重県津市河辺町1777番地 |
| 変更後 | 木平 喜廣<br>三重県津市河辺町1905番地 |

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和2年3月1日の定期総会において改選されたため。

津市告示第21号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和2年3月9日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

| 記号番号    | 交付年月日     | 無効となった日   |
|---------|-----------|-----------|
| 7106532 | 令和元年10月1日 | 令和2年2月13日 |

津市告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 20 年津市告示第 128 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

津市庄田町自治会

三重県津市庄田町 1286 番地 5

代表者 佐藤 久則

2 変更に係る事項

(1) 規約に定める目的

|     |   |
|-----|---|
| 変更前 | 本会は、良好な地域社会の維持、形成に資することを目的とし、以下に掲げる地域的な共同活動を行う。<br>(1) 区域内住民相互の連絡<br>(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備<br>(3) 集会施設等の維持管理・運営管理の受託<br>(4) 津市庄田町所有資産の維持管理<br>(5) その他目的達成に必要な事業 |
| 変更後 | 本会は、住民相互の連絡、環境の整備等の地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。   |

(2) 区域

|     |   |
|-----|---|
| 変更前 | 本会の区域は、津市庄田町 101 番地から 2999 番地までとする。   |
|     | 本会の区域は、津市庄田町地内とする。<br>(但し、①善応寺団地の区域、②準用河川蛇川より北側かつ市道庄田北 1 号線より東側かつ県道上稲葉羽野線より南側の区域、③庄田町字水尾 1822 番 1 から 1822 番 |



|     |   |
|-----|---|
| 変更後 | 12、同1839番1、同1840番1、同1841番1の区域、④県道上稲葉羽野線より南側かつ市道庄田北1号線より西側かつ庄田町字水尾3447番及び3448番の農道より北側かつ庄田町字水尾1902番27の私道を北は県道上稲葉羽野線まで南は庄田町字水尾3447番及び3448番の農道まで延長した線より東側の区域を除く。) |
|-----|---|

(3) 規約に定める解散の事由

|     |   |
|-----|---|
| 変更前 | <p>本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。</p> <p>総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> |
| 変更後 | <p>本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。</p> <p>総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p>                             |

3 変更年月日

平成31年4月1日

4 変更の理由

地縁による団体の規約に定める目的、区域及び規約に定める解散の事由の変更が、平成31年3月31日の臨時総会において承認されたため。

津市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年津市告示第196号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月11日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

長岡町自治会

三重県津市長岡町字垣内577番地3

代表者 山路 栄一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 変更前 | 足尾 幸一<br>三重県津市長岡町621番地 |
| 変更後 | 山路 栄一<br>三重県津市長岡町83番地2 |

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和2年3月1日の定期総会において改選されたため。

津市告示第24号

下記の者の平成31年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年3月12日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所                  | 送達を受けるべき者 |
|-------------------------------|-----------|
| ○○○○○○○○○○○○○○○○              | ○○ ○○     |
| ○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○<br>○○○○○ | ○○ ○      |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○              | ○○ ○○     |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○              | ○○ ○○     |

津市告示第 25 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

| 縦覧場所                     | 縦覧できる地域 |
|--------------------------|---------|
| 政策財務部資産税課<br>政策財務部資産税課分室 | 津市全域    |
| 河芸総合支所市民福祉課              | 河芸地域    |
| 芸濃総合支所市民福祉課              | 芸濃地域    |
| 美里総合支所市民福祉課              | 美里地域    |
| 安濃総合支所市民福祉課              | 安濃地域    |
| 香良洲総合支所市民福祉課             | 香良洲地域   |
| 一志総合支所市民福祉課              | 一志地域    |
| 白山総合支所市民福祉課              | 白山地域    |
| 美杉総合支所市民福祉課              | 美杉地域    |

2 縦覧期間

令和 2 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

津市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年津市告示第228号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

常垣内自治会

三重県津市納所町294番地

代表者 辻 智範

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 変更前 | 河内 敏宏<br>三重県津市納所町310番地 |
| 変更後 | 辻 智範<br>三重県津市納所町304番地  |

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和2年3月1日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 15 年安濃町告示第 22 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1 4 2 7 番地 2

代表者 後久 隆一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 変更前 | 小林 喜久治<br>三重県津市安濃町安濃 1 6 1 1 番地 |
| 変更後 | 後久 隆一<br>三重県津市安濃町安濃 1 4 9 0 番地  |

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 2 年 2 月 23 日の定期総会において選任され、同年 3 月 5 日から就任することになったため。

津市公告第19号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和2年3月2日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

| 捕獲した場所 | 種類   | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢        | その他  |
|--------|------|----|----|----|-----------|------|
| 香良洲町   | シーズー | 茶白 | オス | 小  | 91日<br>以上 | 首輪なし |

2 抑留日 令和2年2月21日

3 抑留期間 令和2年3月4日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月3日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
令和2年2月28日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市大里窪田町字森添784番8
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市戸木町2308番地  
松本 憲治



津市公告第21号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和2年3月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

| 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢        | その他      |
|--------|----|----|----|----|-----------|----------|
| 白山町二本木 | 雑種 | 茶  | オス | 大  | 91日<br>以上 | 首輪あり（赤色） |

2 抑留日 令和2年3月2日

3 抑留期間 令和2年3月10日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市公告第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月9日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定に係る道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定の年月日  
令和2年3月6日
- 3 指定道路の位置  
津市久居野村町字北八丁863番3
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長  
34.00メートル
  - (2) 幅員  
5.00メートル

津市公告第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和2年3月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第24号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和2年3月12日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

| 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢        | その他      |
|--------|----|----|----|----|-----------|----------|
| 芸濃町河内  | 柴  | 茶  | オス | 中  | 91日<br>以上 | 首輪あり（赤色） |

2 抑留日 令和2年3月10日

3 抑留期間 令和2年3月18日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112

津市上下水道事業告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月4日

津市上下水道事業管理者 田村 学

| 名称         | 所在地        | 指定の有効期間     |
|------------|------------|-------------|
| 有限会社堀井機管工業 | 津市乙部19番20号 | 令和7年9月29日まで |

津市上下水道事業告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月4日

津市上下水道事業管理者 田村 学

| 名称       | 所在地               | 指定の有効期間     |
|----------|-------------------|-------------|
| 有限会社野口設備 | 四日市市生桑町31番地の<br>1 | 令和7年9月29日まで |

津市上下水道事業告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

令和2年3月6日

津市上下水道事業管理者 田村 学

| 名称         | 所在地               | 指定の有効期間                    |
|------------|-------------------|----------------------------|
| スマイル開発株式会社 | 三重郡菰野町大字竹成291番地19 | 令和2年2月18日から<br>令和7年2月17日まで |

津市上下水道事業告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月11日

津市上下水道事業管理者 田村 学

| 名称       | 所在地            | 指定の有効期間     |
|----------|----------------|-------------|
| 有限会社新和工業 | 津市河芸町影重918番地の3 | 令和7年9月29日まで |



津市上下水道事業告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

令和2年3月11日

津市上下水道事業管理者 田村 学

| 名称       | 所在地             | 指定の有効期間                    |
|----------|-----------------|----------------------------|
| 中央土木株式会社 | 松阪市飯南町粥見2318番地3 | 令和2年2月28日から<br>令和7年2月27日まで |

津市上下水道事業告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月11日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

| 名称       | 所在地          | 指定の有効期間     |
|----------|--------------|-------------|
| 有限会社奥山住設 | 津市栗真町屋町436番地 | 令和7年9月29日まで |

津市上下水道事業告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月12日

津市上下水道事業管理者 田村 学

| 名称       | 所在地                  | 指定の有効期間     |
|----------|----------------------|-------------|
| 有限会社岡野水道 | 松阪市嬉野中川町1145<br>番地の1 | 令和7年9月29日まで |

津市上下水道事業告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

令和2年3月12日

津市上下水道事業管理者 田村 学

| 名称       | 所在地           | 指定の有効期間                  |
|----------|---------------|--------------------------|
| 三重電業株式会社 | 津市あいつ台四丁目7番地7 | 令和2年3月3日から<br>令和7年3月2日まで |

津市上下水道事業告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年3月12日

津市上下水道事業管理者 田村 学

| 名称   | 所在地        | 指定の有効期間     |
|------|------------|-------------|
| 田中住設 | 津市垂水1097番地 | 令和7年9月29日まで |

津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

津市教育委員会規則第 1 号

津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

津市学校運営協議会規則（平成 3 1 年津市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 7 条の 6」を「第 4 7 条の 5」に改める。

第 9 条中「第 4 7 条の 6 第 7 項」を「第 4 7 条の 5 第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

津市教育委員会規則第 2 号

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則  
(津市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 津市教育委員会公印規則 (平成 1 8 年津市教育委員会規則第 8 号) の  
一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の項及び幼稚園長印の項中「2 8」を「2 6」に改める。

(津市立幼稚園則の一部改正)

第 2 条 津市立幼稚園則 (平成 1 8 年津市教育委員会規則第 1 5 号) の一部を  
次のように改正する。

別表津市立棕本幼稚園の項及び津市立安西・雲林院幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和2年3月10日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

1 招集の日時

令和2年3月17日（火） 午後4時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について
- (2) 津市学校運営協議会規則の一部の改正について
- (3) 令和元年度津市一般会計補正予算（第11号）〈教委所管分〉について



津市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和元年津市選挙管理委員会告示第43号は廃止する。

令和2年3月2日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤 久

- |   |         |         |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,567人  |
| 2 | 6分の1の数  | 38,057人 |
| 3 | 3分の1の数  | 76,113人 |